1 経費負担

(1) 求人から雇用までの受入れに際して生ずる経費(入国手続きに係る書類作成費、ビザ申請費、登録支援機関費用、給与等)については、参加介護施設等の負担によるものとする。

なお、渡航費については、参加介護施設等が負担した場合において、特定技能外国人 1名当たり8万円を限度として県が助成するものとする。

- (2)本事業参加に際して生ずる経費(雇用契約成立時における人材紹介料等)は参加介護 施設等の負担によるものとする。
- (3)海外現地視察への参加に際して生ずる経費については、参加介護施設等の負担による ものとするが、1施設当たり2名を限度として、1名当たり11万1千円を上限に県が 助成するものとする。

2 給与等

(1)基本給については、本事業に参加する介護施設等で雇用されている日本人と同様の給与水準とすること。

なお、日本語能力を理由とした賃金の差別は認められないことから、適切な水準とすること。

(2) 各種手当や賞与等についても、基本給と同様に日本人と同水準とすること。

3 労働環境等への配慮

- (1)本事業で雇用された特定技能外国人が定着するよう、県が別に実施する日本語学習支援等に参加できるよう配慮すること。
- (2)介護施設等は特定技能外国人の受入れに向けて、県が別に実施する介護施設向けセミナー等への参加を検討するとともに、日本人とともに働きやすい環境整備に努めること。

4 その他

- (1) 本事業の参加にあたっては、受注者からの連絡等について適宜対応するものとし、必要な手続き等に係るスケジュールについては遵守すること。
- (2)本事業における支援は、事業の進捗状況にかかわらず、令和7年3月31日で終了するものとする。ただし、雇用する特定技能外国人の入国が令和7年4月1日以降となる場合は、次期受入支援事業の予算成立後、次年度事業の一環として、令和7年12月30日までを限度とし、令和7年4月1日以降に支援を実施するものとする。
- (3) 令和7年4月1日以降に入国する場合であって、次年度事業に係る予算が不成立となった場合は、本事業における支援は、令和7年3月31日で終了するものとする。支援

を確実に受けたい場合は、令和7年3月31日までの入国スケジュールによる受入れを検討すること。